

病気入院共済特約の特約条項が、一部改定されました。

長野県福祉共済協同組合

＝病気入院共済特約の通算支払限度日数が変更されました。＝

・今回の特約条項の変更により、ご契約者様・被共済者様の不利益になる事項はございません。

病気入院共済特約の通算支払限度日数は、「満 61 歳以上は 365 日」でしたが、「満 61 歳以降に病気入院共済特約にご加入された方は 365 日」と変更いたしました。この変更により、満 60 歳までに病気入院共済特約にご加入された方は、令和 4 年 8 月 1 日より、通算 700 日となります。

(満 61 歳以降に、病気入院共済特約にご加入された方の通算支払限度日数は、従来どおり 365 日のまま変更はありません。)

改定後		改定前	
第 7 条 (当組合の支払責任および共済金額) 被共済者が共済期間中に、次の支払事由のすべてを満たす入院をしたときは、(支払日額) × (共済期間中の入院日数 - 入院開始日からその日を含めて 4 日) の計算式によって得た病気入院共済金を支払います。		第 7 条 (当組合の支払責任および共済金額) 被共済者が共済期間中に、次の支払事由のすべてを満たす入院をしたときは、(支払日額) × (共済期間中の入院日数 - 入院開始日からその日を含めて 4 日) の計算式によって得た病気入院共済金を支払います。	
支 払 事 由	共済金額 (1 日について)	支 払 事 由	共済金額 (1 日について)
(1) 被共済者がこの特約の責任開始日以降に発生した疾病を直接の原因とする共済期間中の入院で、その疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始日から起算して 31 日目以降に入院を開始し、かつ、継続して 5 日以上日本国内の病院・診療所に入院したとき。 ただし、1 回の入院についての支払限度は補償日数 180 日 ((注) 満 61 歳以上は 90 日) とします。	入院日数 1 日について 5, 0 0 0 円 (半日コースの場合) 2, 5 0 0 円	(1) 被共済者がこの特約の責任開始日以降に発生した疾病を直接の原因とする共済期間中の入院で、その疾病の治療を目的としてこの特約の責任開始日から起算して 31 日目以降に入院を開始し、かつ、継続して 5 日以上日本国内の病院・診療所に入院したとき。 ただし、1 回の入院についての支払限度は補償日数 180 日 ((注) 満 61 歳以上は 90 日) とします。	入院日数 1 日について 5, 0 0 0 円 (半日コースの場合) 2, 5 0 0 円
(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して 700 日 (満 61 歳以降に病気入院共済特約を付加した者は 365 日) とします。		(2) 通算支払限度は、支払日数を通算して 700 日 ((注) 満 61 歳以上は 365 日) とします。	
(注) 満 61 歳に達した契約締結日 (更新日) 以後の入院開始日から適用します。		(注) 満 61 歳に達した契約締結日 (更新日) 以後の入院開始日から適用します。	

共済約款の改定に関するお問い合わせは、当組合フリーダイヤル 0120-86-9431 までお願いいたします。

お問い合わせの受付時間は、

土日祭日、年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時 (正午から午後 1 時までを除く) までです。